元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当について

令和5年10月13日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「元保険 医療機関の指定の取消相当」及び「元保険医の登録の取消相当」について建議があり ました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

## 1. 内容

(1) 元保険医療機関の指定の取消相当

所 在 地 宮城県仙台市泉区向陽台4-24-21

開 設 者 医療法人慶真会 理事長 菅原 真由美

取消相当年月日 令和5年10月17日

根拠となる法律 健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

(2) 元保険医の登録の取消相当

氏 名 菅原 真由美(60歳)

取消相当年月日 令和5年10月17日

根拠となる法律 健康保険法第81条第1号及び第3号

(注) 当該元保険医療機関及び当該元保険医は、令和4年8月13日付けで保険医療機関の指定の辞退及び保険医の登録を抹消していることから、指定の取消相当及び登録の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当及び登録の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分及び登録の取消処分と同等の取扱いをするものです。

## 2. 監査を行うに至った経緯

- (1) 患者の家族から東北厚生局指導監査課に対し、医療費通知に記載されている 医療費と領収証の金額が相違している旨の情報提供があった。
- (2) 個別指導を実施したところ、歯周ポケット掻爬術の診療実態に疑義が生じ、 菅原歯科医師に説明を求めたが、明確な回答が得られなかったことから個別指

導を中断した。その後、患者調査を実施したところ、歯周外科手術等の診療報 酬の請求に疑義が認められた。

- (3) 個別指導を再開し、菅原歯科医師に改めて説明を求めたところ、診療内容及び診療報酬の請求について更に疑義が生じたことから、個別指導を二度に渡って中断した。
- (4) 患者調査を追加で実施したところ、診療内容及び診療報酬の請求に関して不正が強く疑われたことから、個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和4年2月3日から令和5年3月24日まで計9日間の監査を実施した。

## 3. 取消相当の主な理由

監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を 不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- 4. 診療報酬の不正及び不当請求額

監査において判明した不正・不当請求額

不正請求額
9名分
86件
498,389円
不当請求額
4名分
87件
177,060円

(注)上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

## 5. 再指定等の取扱い

原則として、指定の取消相当及び登録の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。